

# JIS

## 統合ブリッジシステム— 設計指針

JIS F 9002-1997

(2007 確認)

平成 14 年 5 月 7 日付け追補 1 あり

平成 9 年 4 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：運輸大臣      制定：平成9.4.21

官 報 公 示：平成9.4.21

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 齋藤 隆一郎）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（☎100 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は工業技術院標準部機械規格課（☎100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

統合ブリッジシステム—  
設計指針

F 9002-1997

## Shipbuilding—Guidelines for design of integrated bridge systems

1. **適用範囲** この設計指針は、700総トン以上の内航船及び外航船に搭載する統合ブリッジシステム(以下、システムという。)に必要な機能、操作、機器構成、レイアウト及び機器間接続について規定する。

備考1. トラッキング機能については、附属書1による。

2. 船橋情報(主として警報)については、附属書2による。

3. マン・マシン・インターフェイスについては、附属書3による。

4. ブリッジレイアウトについては、附属書4による。

5. この規格の引用規格を、次に示す。

**JIS F 0417** 船用警報—等級

**JIS X 0201** 7ビット及び8ビットの情報交換用符号化文字集合

**IEC 945** Marine navigational equipment—General requirements—Methods of testing and required test results

**IEC 1162** Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems—Digital interfaces

**IEC 1162-1** Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems—Digital interfaces

Part 1: Single talker and multiple listeners

**IMO Resolution A224(7)** Performance standards for echo sounding equipment

**IMO Resolution A342(9)** Performance standards for automatic pilots

**IMO Resolution A422(11)** Performance standards for automatic radar plotting aids

**IMO Resolution A424(11)** Performance standards for gyro compasses

**IMO Resolution A477(12)** Performance standards for radar equipment

**IMO Resolution A478(12)** Performance standards for devices to indicate speed and distance

**IMO Resolution A686(17)** Code on alarms and indicators

**IMO Resolution A817(19)** Performance standards for electronic chart display and information systems

2. **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) **統合ブリッジシステム** 統合ブリッジシステムは、システムを構成するセンサ又は機器を統合し、主に操作場所で集中的に操作できるようにしたシステム。

(2) **トラッキング航行** あらかじめ設定された航路に沿って、定められた偏差の範囲内で自動的に航行する方法。

(3) **電子海図** 内容・構成・フォーマットについて、標準化されている海図に関するデータベースのことをいう。

備考1. データベースとは、複数の適用業務分野を支援するデータの集まりであって、データの特性とそれに